マイナンバー制度の展開と官民データ連携へ向けた課題





平成27年6月19日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 政府CIO補佐官 社会保障改革担当室 番号制度推進管理補佐官

楠 正憲

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い 公平・公正な社会を実現するための社会基盤 (インフラ) である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- ▶ より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- ▶ 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- ▶ 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- ▶ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ▶ ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- ▶ 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- > より公平・公正な社会
- ➤ 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- > 行政に過誤や無駄のない社会
- > 国民にとって利便性の高い社会
- ▶ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)である。

個人番号

■ 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁) を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

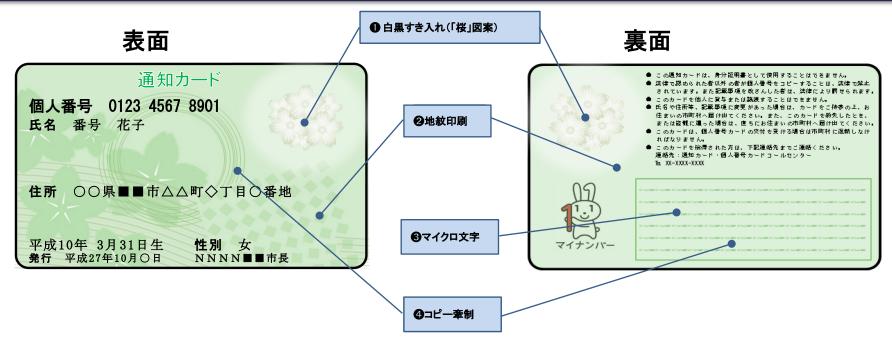
情報連携

■ 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外 の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用す る仕組み

個人番号の利用分野						
社会保	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用				
	労働分野	雇用保険等の資格取得·確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用				
障分野	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用				
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用				
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用				

▶ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

通知カード(案)



セキュリティ対策	内容と必要性
● 白黒すき入れ	図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。 (複写不可、偽造困難)
2 地紋印刷	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が 困難となる。
❸マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
4コピー牽制	コピー時に「複写」の文字が浮かび上がることで、複写による偽造が困難となる。

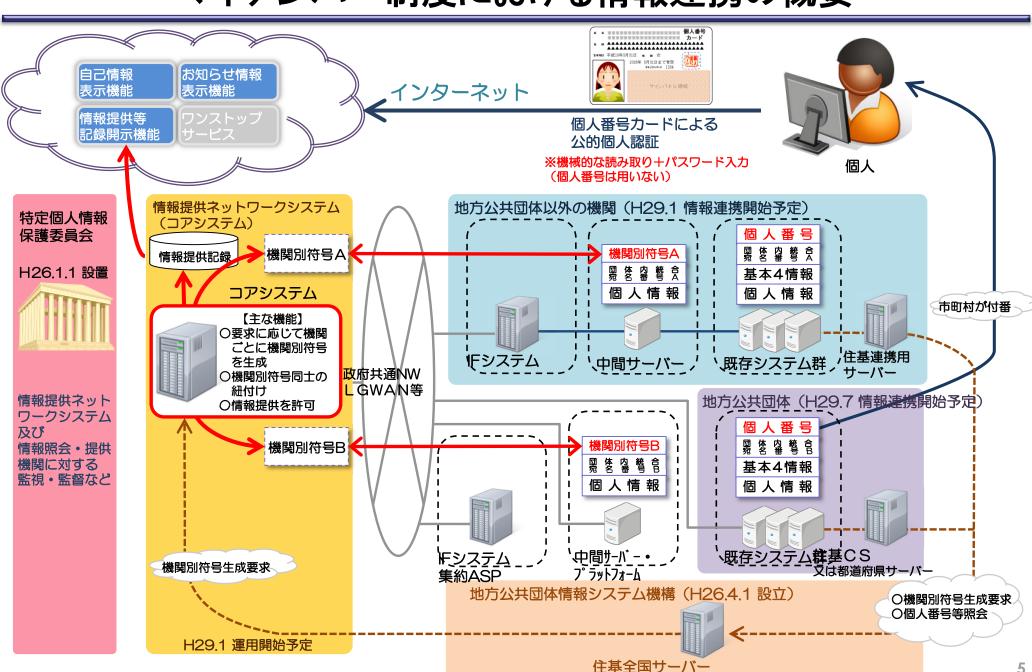
個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に 利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

マイナンバー制度における情報連携の概要



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部 に漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等(例:他人の個人番号を用いた成りすまし)等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置(個人番号の確認・身元(実存)の確認) (番号法第16条)
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止(番号法第20条、第28条)
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督(番号法第50条~第52条)
- ④ 罰則の強化(番号法第67条~第77条)
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認(番号法附則第6条第5項)

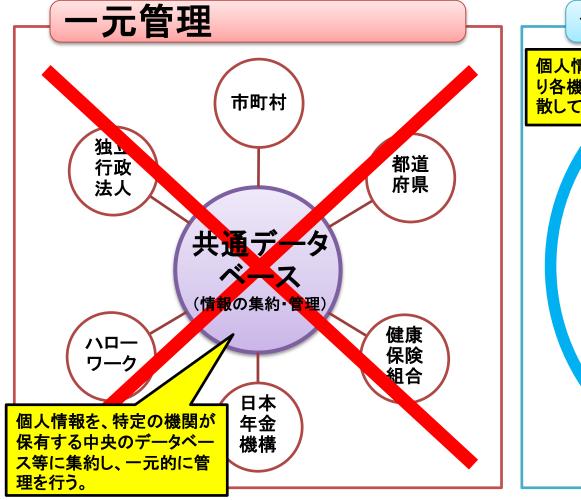
システム面における保護措置

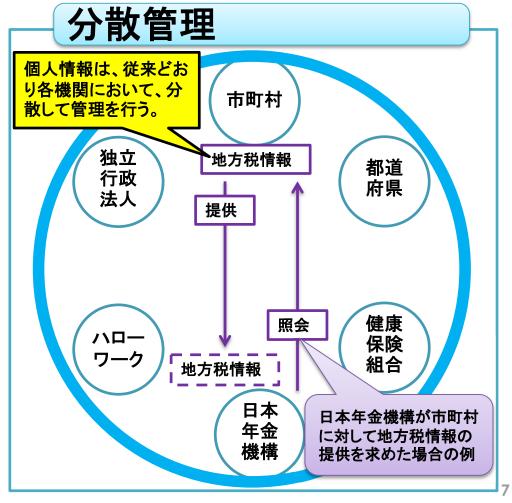
- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



個人情報の管理の方法について

- ** 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約し た個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
 - ・ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要と つなった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報 の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

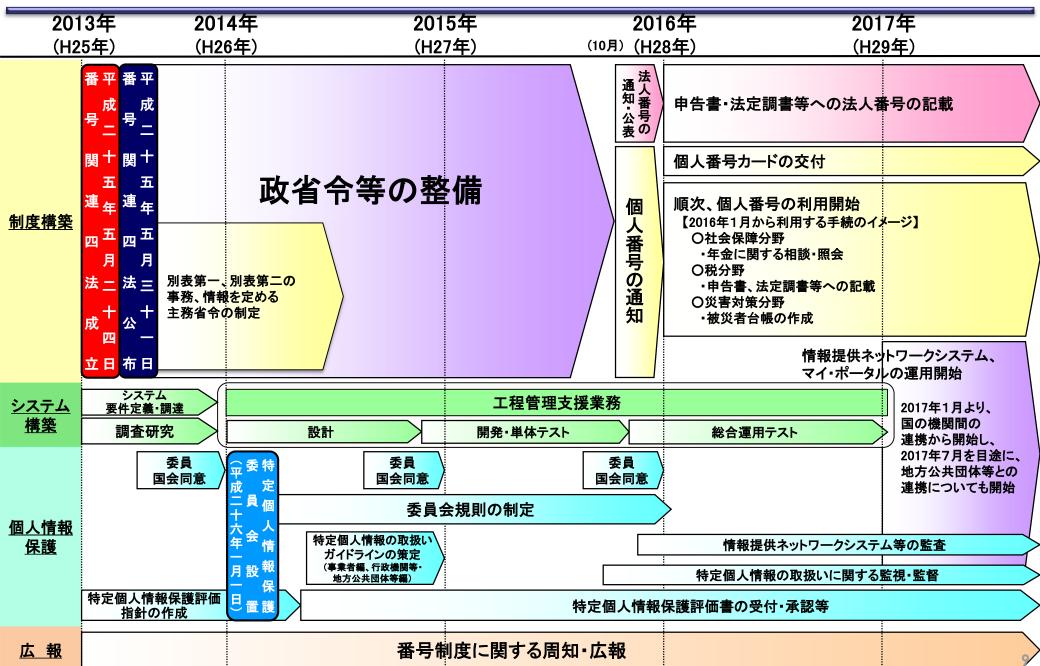




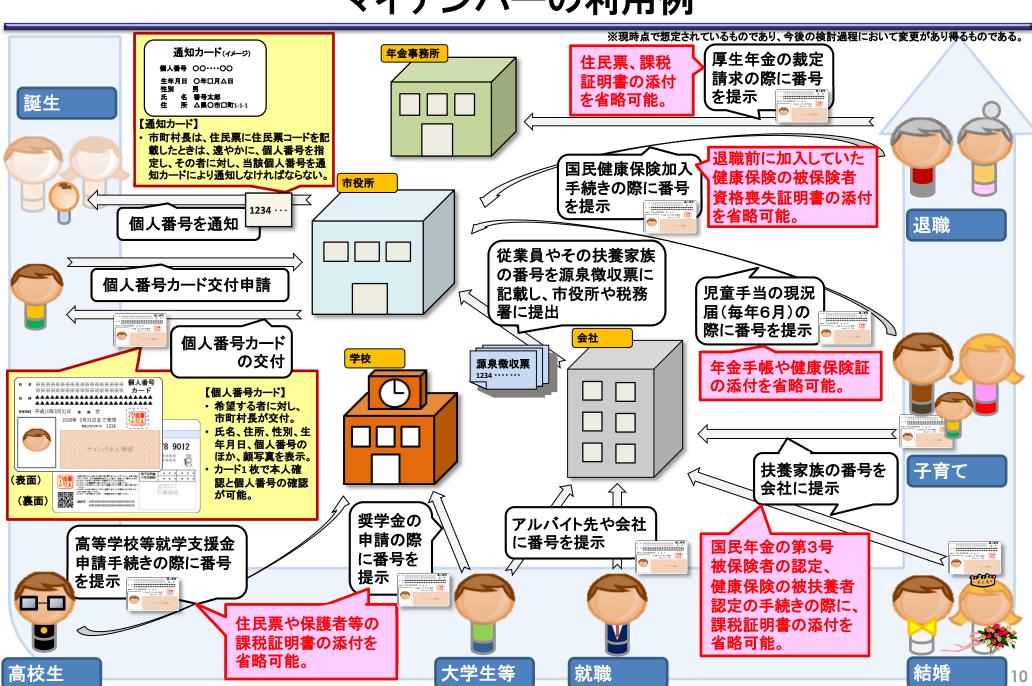
罰則の強化

		法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
	行為		行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	_	_	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 <mark>個</mark> 人 <mark>番号を提供又は盗用</mark>	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従 事する者が、 情報提供ネットワークシステム に関する秘密の漏えい又は盗用	同上	-	_	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	-	-	_	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役 or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報が記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	_	_	
6	委員会の <mark>委員等が、</mark> 職務上知り得た <mark>秘密を 漏えい又は盗用</mark>	同上	-	-	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 <mark>委員会の命</mark> 令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、 虚偽の報告、 虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他不正の手段により個人番号カー ドを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	-		30万以下の罰金	8

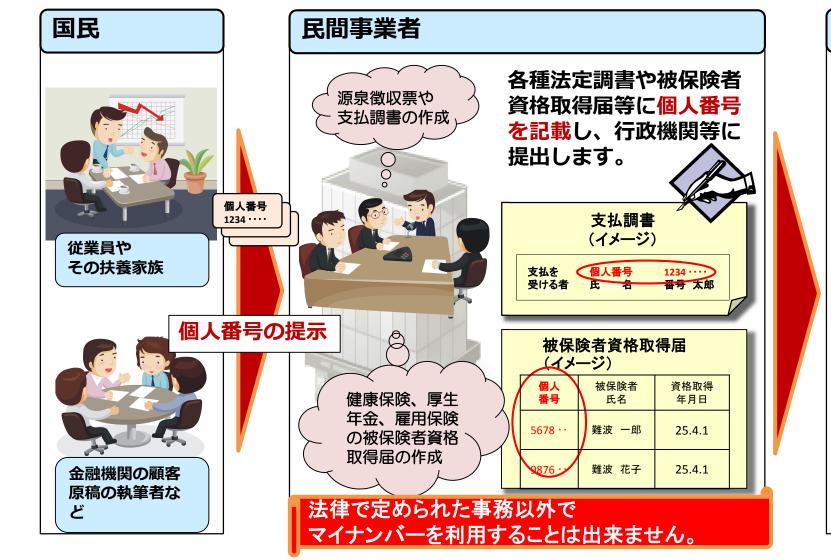
マイナンバー制度導入のロードマップ(案)



マイナンバーの利用例



民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



行政機関



税務署 市区町村



年金事務所 健康保険組合 ハローワーク

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法 (書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書 類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有 しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。(略)

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ

従業員や金銭等の 支払を受ける者



民間事業者



支払 調書 支払

税務署

地方団体

源泉徵収票(支払報告書)・支払調書 等に支払を受ける者等の番号及び民 間事業者の番号を記載して提出

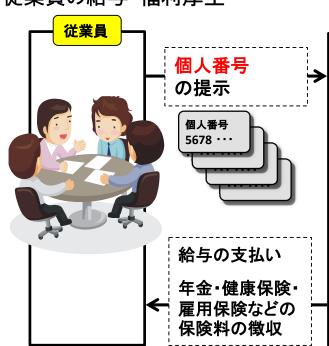
申告書等に民間事業者 の番号を記載して提出

個人番号 1234

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



会社

- 雇用保険被保険者資格 取得届の作成
- ·健康保険被保険者資格 取得届の作成
- 厚生年金保険被保険者 資格取得届の作成 等



被保険者資格 取得の届出な どの社会保険 関係手続き(個 人番号等を記 載)



年金事務所 健康保険組合 ハローワーク



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険•厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険•厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病 気、年金受給、災害等、多くの場面で 個人番号の提示が必要となる。

〇個人番号を証明する書類として 個人番号カードを提示



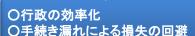
〇所得把握の精度向上 〇公平・公正な社会を実現

各種行政手続のオンライン申請



マイポータルへのログインをはじ め、各種の行政手続の オンライン申請に利用できる。

〇電子申請(e-Tax等)の利用 〇行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得



電子 証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として







◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な 場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。

◇金融機関における口座開設、パスポートの新 規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な 場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止





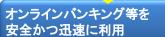


各種民間のオンライン取引/口座開設



オンラインバンキングをはじめ、各 種の民間のオンライン取引に利用 できるようになる。

〇インターネットにおける不正アクセスが多発 →公的個人認証サービスの民間開放 〇インターネットへの安全なアクセス手段の提供



電子 証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- ■市町村等~印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- ■国〜健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが 個人番号カードに一元化



コンビニなどで各種証明書を取得



現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用で きる。アンケート調査によると、今後、約700弱の 市町村が導入予定(国民の約7割)。

Oコンビニ等において住民票、 印鑑登録証明書などの公的な 証明を取得できる。



〇住民の利便性向上 〇市町村窓口の効率化





個人番号カードの普及について

公的機関が発行し、国民全員が取得可能な唯一のICカード身分証明書

- ※個人番号制度の基盤となるカード
- ※搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン
- ※個人番号確認・本人確認を一枚で実現
- ※無駄のない発行手続
 - ・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
 - ・原則、市町村への一度の来庁で交付
 - ・交付手数料については無料

<u>地方公共団体等が</u> カードアプリでサービス提供

(例)住民票の写しのコンビニ交付、 印鑑登録証、図書館カードとして の利用など





スマートフォン、CATVで カードを利用

- ※今後普及の進むNFCモデルスマートフォンをカードリーダとして利用(予定)
- ※CATVでの利用については 総務省で調査研究を実施中





個人番号カードに搭載された<u>電子証明書は、民間のオンライン</u> 手続にも利用可能に

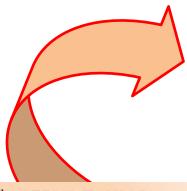
(例)インターネットバンキング、オンラインショッピング

※総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。

マイナポータルの名称決定

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイト「マイポータル/マイガバメント(仮称)」を、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供するとしていた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言 マイボータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや

携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特 定個人情報について確認する機能

③ブッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などか らのお知らせを表示する機能

②情報提供等記録表示

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ 情報提供したのかを確認する機能

●ワンストップサービス 行政機関などへの手続を一度で済ませる機能



平成27年5月20日 IT総合戦略本部 新戦略推進専門調査会 マイナンバー等分科会 説明資料

マイナポータル

平成29年1月以降順次サービス開始予定

①自己情報表示 自治体などが保有する自らの 特定個人情報の閲覧 ②情報提供等記録表示 国や自治体などの間の特定個人 情報のやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示 自治体などからの予防接種や年 金、介護などの各種のお知らせ の受け取り ④ワンストップサービス 引っ越しなどライフイベントに 関する手続きの官民横断的な ワンストップ化

を電子決済サービス 納税や社会保障などの決済を キャッシュレスで電子的に行う サービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eLTAX等に 順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討の方向性の概要

「個人番号の利用範囲拡大の検討状況について」(平成26年11月11日マイナンバー等分科会)

① 戸籍事務

法務省において有識者らによる「<u>戸籍制度に関する研究会」を本年10月29日に立ち上げ</u>。今後、<u>平成28年2月以降の法制</u> 審議会への諮問を目指して検討を進める。

② 旅券事務

戸籍事務でマイナンバーが利用されるのであれば、旅券申請時に申請者が戸籍謄(抄)本を提出する必要がなくなることから、国民の利便性の向上と旅券事務効率化に資するものと考えており、<u>戸籍事務でのマイナンバーの利用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、引き続き外務省を中心に検討</u>を進める。

③ 預貯金付番

内閣官房を中心に、<u>マイナンバー法の改正を行う方向で関係者間で具体的な調整を行っている</u>ところ。仮に、関係者間の調整が整えば、**来年の通常国会での必要な法整備を視野に準備**を進める。

④ 医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務

厚生労働省において、有識者らによる「<u>医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」を本年5月30日に立ち上</u> <u>げ</u>、必要性や具体的な利活用場面等について議論を行っている。今後、<u>年末までに一定のとりまとめを行う予定</u>。

⑤ 自動車の登録等に係る事務

平成28年1月に予定されている個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて同カードを利用(本人確認機能)した申請を可能とする。さらに、他の利便性向上策についても、マイナンバーの利用範囲の拡大のタイミングに併せ、関係省庁の検討状況も踏まえつつ、国土交通省を中心に検討を進める。

健康医療分野における番号の活用(イメージ:未定稿)

- 〇マイナンバー法※は、マイナンバーを行政機関が行政事務に用いることを前提
- 〇番号の民間利用については、番号制度のインフラをうまく活用して、民間の利用者が利用しやすいものとする必要 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

2015年(H27年) : 2016年(H28年) : 2017年(H29年) : 2018年(H30年)以降~ 10月 :1月 : 7月頃

●マイナンバーの通知

●番号利用開始

●自治体等の情報連携開始

ステップ1〉行政機関における医療分野での利用拡充

※ 27年常会にマイナンバー法改正案を提出

保険者間の健診データの連携

(資格異動時に特定健診のデータを連携)

予防接種の履歴の共有

(市町村間での接種歴の連携)

ステップ2〉医療保険システムの効率化・基盤整備

医療保険のオンライン資格確認

番号制度のインフラを活用して、保険者と医療機関の間で、患者の資格を効率的に一意的に確認するネットワークを構築

我が国は国民皆保険なので、 医療保険の資格確認の仕組み を作れば、医療連携にも活用 できる

〇システム改修やネットワーク接続などインフラの構築

〇データの標準化・普及推進

オンライン資格確認の段階的な導入を目指す (平成29年7月の自治体等の情報連携開始以降)

ステップ3〉医療連携や研究分野に番号を活用

医療機関・介護事業者等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
- ・医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用(ポータルサービス)

健康・医療の研究分野

(コホート研究、大規模な分析)

IT利活用促進に関する新たな枠組みについて

▶ マイナンバー制度やパーソナルデータに関する法律の見直しなどにより、様々な分野において「IT利活用基盤」が整いつつある中、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面におけるIT利活用をより一層加速させるため、現状の枠組みの抜本的な見直しを図り、国民生活の安心・安全・公平・豊かさの実現と産業振興を推進。

目的と原則

IDやデータを適切に管理・蓄積・運用できる、「IT利活用基盤」が整いつつあり、国民生活における様々な課題を解決するチャンス(マイナンバー制度の開始、パーソナルデータに関する法律の見直し等)



「IT利活用ビッグバン」を通じ、社会の質的発展を推進

- ⇒ 国民一人一人が、ITによる生活の安心・安全・公 平・豊かさを実感
- ⇒ 産業界における事業効率の向上と新事業・産業の 育成及び国際競争力の向上

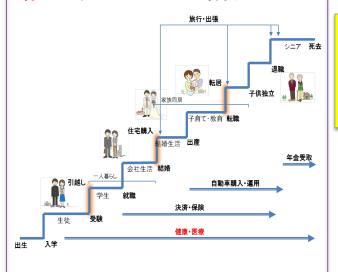


前提となる原則は遵守

- 1. 行政手続の電子的処理の原則
- 2. 安全・安心で高度な情報の流通性の確保の原則
- 3. 国・地方公共団体における情報システムの共通化・標準化の原則 など

視点とアプローチ

広く国民が安心・安全・公平・豊かさを感じてもらえるよう、例えば、医療・健康、引っ越し、子育で・教育など様々なライフイベントに着目



改革手段

より豊かな生活を実現するために… 例えば、

マイナンバー制度の利活用による改革

個人生活の様々なライフイベントにおいて、マイナンバー制度を活用し、ワンストップでより簡易に申請・受理等の手続きが行えるような取組を推進

データの流通促進改革

例えば、医療・健康、農業、金融分野など、本人同意に基づき、各機関等から個人の情報を集約し、管理・蓄積する第三者機関を設置。当機関が保有するデータを各種サービス事業者等が活用し、各種サービスの質の向上等につなげる など

19

マイナンバー制度利活用による改革の推進について(案)

- 我が国を支える重要インフラとするべく、創造的にマイナンバー制度利活用範囲拡大の取組を推進。
- ▶ 官民(国・地方・民間事業者)がオールジャパンとなって取り組み、2020年を目途に「ITイノベーション社会の構築」と「国民生活の豊かさ向上」を実現。

官民(国・地方・民間事業者)におけるマイナンバー制度利活用範囲拡大(案)

マイナンバー

個人を一意に特定する唯一無二の番号。利用範囲は法定。プライバシーへの影響に配慮して利用する必要。

戸籍事務、旅券事務、医療・健康・介護情報の管理・連携事務、自動車登録事務のほか、マイナンバー利用事務との関連があり、社会全体の効率化や国民の利便性向上に資する分野での利用について利用範囲拡大に向けた検討を行い、必要があれば2018、19年通常国会を目途に法改正を行う。

個人番号カード

全住民が無料で取得できる唯一の 公的身分証明書。全住民が安全・ 安心にオンラインサービスを利用でき る基盤。

2016年から国家公務員ICカード身分証、健康保険証、キャッシュカード、会員 証、ポイントカード等の機能と一元化開始。2017年7月以降早期に健康保険 の被保険者資格即時確認システムを整備。

マイナポータル

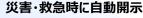
官民の認証基盤を活用し、オンライ ンサービスを提供。 2017年に国税や年金の手続のワンストップサービスを実現。税の申告から納付までマイナポータルを中心にオンライン上で完結。2017年から順次、電子私書箱機能を活用し、引越ワンストップや、死亡時のワンストップでの手続を実現。

「IT利活用基盤」として想定されるユースケース案

災害・救急等における非常時情報開 示用データ保管サービス

普段は何も意識することなく個人の医療関連情報が 集約・蓄積され、非常時に自動的に開示されることで、 個人や家族が安心して生活できる。

平時に代理収集











【病院】

【保険者】 ・既往歴

現在の服薬情報

【診療所】 ・アレルギー、禁忌

【薬局】

【人間ドック】・健診結果

【対策本部】 【救急隊員】

【医療機関】

・治療に対する意志 【自治体】【家族】

【ボランティアセンター】







ビッグデータ解析

【データサイエンティスト】



【関連ベンダー】 【農業資材業者】

未病・発病早期発見等の先進センサー機器 とネットワークによる高度健診支援

未病・発症の早期発見を可能とする先進センサーやIoT対応 機器から出力される情報を経時的に把握、解析することで 個々人の健康リスクを把握することが可能となる。



【教育機関等】

·学習·研究履歴 ·資格等



で、ミスマッチのリスクを回避する。

就職・転職等における

マッチング支援サービス

個人の保有する資格やノウハウ、学習履歴等

を集約・蓄積し、求人・求職時に参照すること

【企業等】

·求人 · 求職



代理機関

消費者

(個人)

健康情報

生産·需要情報

【保険者】

【かかりつけ医】

本人同意

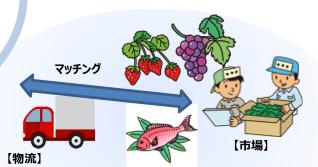
【本人】 【家族】

学習履歴情報

シグナル

出荷情報

管理委託



出荷情報に基づく

取引先マッチングサービス

各生産者が出荷する農水産物等の価格や出荷量と、市場全体の動向等と を経時的に比較・解析し、個々の生産者の特性に応じた取引先とのマッチ ングを行い、新規開拓や拡充を可能とする。

早期の実現が可能と 考えられる

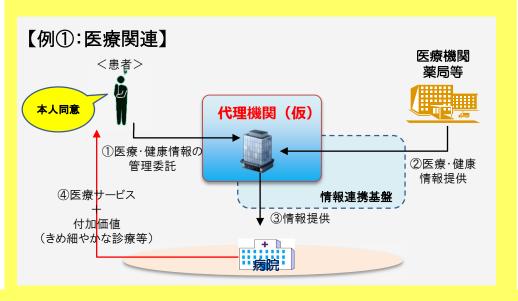
(平成27年4月28日産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWG(第8回) 資料より作成》

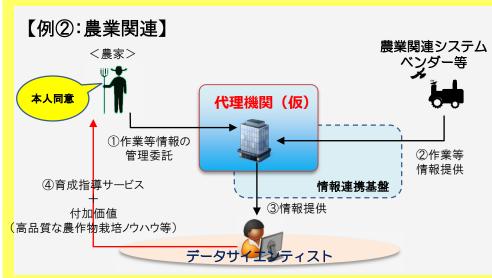
農業生産等における業務支援サービス

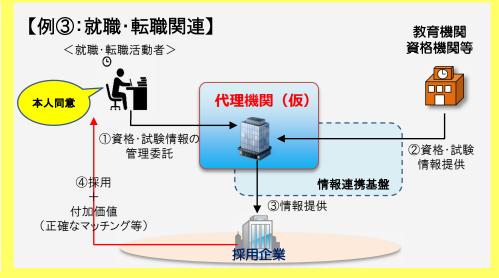
個人のデータを最大限に活用できる優れたサービスを選択し、適時な生産 支援を受け高品質な農作物栽培管理が可能となる。

「IT利活用基盤」を活用したデータの利活用イメージ

「IT利活用基盤」を活用したデータの利活用イメージとして、例えば、医療、農業、就職・転職等のサービスにおいて、新たな情報流通と付加価値提供の仕組みが想定される。







最新情報は

マイナンバーのホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

マイナンバー



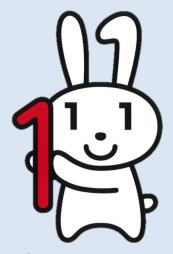
をご覧ください。

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

- ☆ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。
- ☆ 番号利用事務実施者以外で マイナンバーの普及啓発に御 協力いただける方は、内閣府 の承認を受けて、ロゴマーク を御使用いただけます。



愛称:マイナちゃん

ご不明な点は

マイナンバーのコールセンター

(全国共通ナビダイヤル)

マ イナンバー

0570-20-0178

まで

- ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
- ※ 平日9時30分~17時30分

(土日祝日・年末年始を除く)

※ 一部P電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、 050-3816-9405におかけください。